



令和3年3月1日

奈良県田原本町

奈良県初！！申請書作成機を導入します

田原本町は、申請書作成に係る手書きの負担を減らすために、申請書作成機（記帳台システム）を導入します。

本機にマイナンバーカードまたは運転免許証を挿入し、必要な申請書を画面で選択することで、住所や氏名等が記載された申請書が自動で作成されます。

記

- 導 入 日 時 令和3年3月24日（水）
- 導 入 場 所 田原本町役場1階総合窓口前
- 利用可能な日時 午前8時30分～午後5時15分（土日祝、12月29日～1月3日を除く）
- 作成できる申請書等の種類（6種類）
 - ①田原本町証明書等交付申請書
（戸籍・住民票関連の証明、印鑑証明、所得証明、課税／非課税証明、納税証明）
 - ②軽自動車税納税証明（車検用納税証明書）交付申請書
 - ③印鑑登録証明書
 - ④タワラモトンタクシー利用券申請書
 - ⑤田原本町福祉タクシー利用券申請書
 - ⑥田原本町老人入浴券交付申請書

■ 利用できるカードの種類

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証

■ 対応言語（2 か国語）

- ・日本語
- ・英語

■ 利用の手順

- ①必要とする申請書等を画面上から選択する。
- ②申請書作成機にマイナンバーカード又は運転免許証を挿入する。
- ③申請書等を出力する。
- ④出力した申請書等を受付窓口へ持参する。

■ 他市町村における導入事例

奈良県内では初、近畿圏においては、姫路市、堺市に続き 3 例目。

この件に関するお問い合わせ先：

総務部総務課システム情報係 TEL 0744-34-2073